

横浜市母子家庭 高等技能訓練促進費等事業

内 容

次の対象資格を取得する際に、修学期間の全期間（※）について訓練促進費を、また修了後に入学支援修了一時金を支給して、生活の負担軽減を図ります。

※ 平成 23 年度末までに修学を開始している方が対象です。平成 24 年度以降に修学を開始する方については支給期間及び支給額が変更となる可能性があります。変更内容については決まり次第、横浜市のホームページでお知らせします。

対象資格

・看護師（准看護師含む） ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士

支 給 額

【訓練促進費】

| 修学開始年度 | 世帯区分（※） | 支給額 |
|------------|---------|--------------|
| 平成 19 年度以前 | 一律 | 月額 141,000 円 |
| 平成 20 年度以降 | 非課税 | 月額 141,000 円 |
| | 課税 | 月額 70,500 円 |

【一時金】

| 修学開始年度 | 世帯区分（※） | 支給額 |
|------------|---------|----------|
| 平成 19 年度以前 | 一律 | 支給なし |
| 平成 20 年度以降 | 非課税 | 50,000 円 |
| | 課税 | 25,000 円 |

※非課税：申請者及びその同一世帯に属する方（注）が市民税非課税の場合

課税：申請者又はその同一世帯に属する方（注）が市民税課税の場合

注：民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で生計が同じ方を含みます。

対 象 者

市内に居住する 20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母で、次の①～④を満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準
- ② 過去に訓練促進費等を受給していない
- ③ 養成機関（通信教育によるものを除く。）において 2 年以上のカリキュラムを修学しており、対象資格の取得が見込まれる
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められる

※ 訓練促進費については支給申請時以後において、また一時金については修学開始日及び修了日において、上記の要件を満たすことが必要です。

※ 訓練促進費と趣旨を同じくする給付（職業訓練に伴って支給される公的給付金等）を受けている場合は、対象になりません。

裏面あり

手 続 き

【訓練促進費】

- 修学開始月から申請することができます。
- 申請月分からの支給となります。さかのぼり支給はしません。
- お住まいの区の区役所こども家庭（障害）支援課でご相談の上、支給申請を行ってください。

【一時金】

終了日から起算して30日以内にお住まいの区の区役所こども家庭（障害）支援課でご相談の上、支給申請を行ってください。

支 給 方 法

【訓練促進費】

- 4月、7月、10月及び1月の四期にそれぞれ前月までの分を受講状況及び、年度の最初の支払期月（修学開始年度を除く。）については、養成機関の長が証明する単位取得証明書等を確認後、ご指定の口座に振込みます。
- 訓練促進費の受給者は、毎年8月に現況届及び課税証明書等の提出が必要です。
- 月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合（夏季休暇等年間学習課程に組み込まれている場合を除く。）は、当該月の訓練促進費は支給しません。

【一時金】

申請月の翌月末頃にご指定の口座に振込みます。

問 合 せ

- お住まいの区の区役所こども家庭（障害）支援課

| | | | | | |
|-------|----------|------|----------|-----|----------|
| 青葉区 | 978-2457 | 旭区 | 954-6173 | 泉区 | 800-2413 |
| 磯子区 | 750-2435 | 神奈川区 | 411-7113 | 金沢区 | 788-7772 |
| 港南区 | 847-8457 | 港北区 | 540-2320 | 栄区 | 894-8959 |
| 瀬谷区 | 367-5713 | 都筑区 | 948-2321 | 鶴見区 | 510-1839 |
| 戸塚区 | 866-8467 | 中区 | 224-8171 | 西区 | 320-8467 |
| 保土ヶ谷区 | 334-6352 | 緑区 | 930-2309 | 南区 | 743-8251 |

又は

- こども青少年局こども家庭課（電話 681-0915/FAX 681-0925）